平成２４年（フ）第５３号
福岡県行橋市大字長尾325番地５
債務者　安永知佐子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１６１４号
札幌市豊平区月寒東２条２丁目３番６号
債務者　千葉　直樹
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４３号
札幌市白石区川下１条８丁目１番１号　グランメール川下303号、申立時の住所北海道江別市ゆめみ野東町14番地の８
債務者　河上　帯刀
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６７７号
札幌市白石区川下１条８丁目１番１号　グランメール川下303号、申立時の住所北海道江別市ゆめみ野東町14番地の８
債務者　河上ゆかり
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０２号
札幌市白石区北郷５条３丁目１番24号　ウイングコート205号
債務者　佐合　郁宏
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８２９号
札幌市北区篠路３条５丁目１番28号　興和ハウス102号
債務者　佐々木隆二
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８２号
札幌市中央区南14条西11丁目３番23―1203号
債務者　谷尻　房子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９５号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番５―804号
債務者　加藤　　歩
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０５号
札幌市手稲区前田１条９丁目３番２号　ニューコーポ及川６号
債務者　古川　聡司
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１０号
札幌市中央区宮の森３条４丁目６番１―205号
債務者　五十嵐眞由美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１７号
札幌市白石区北郷２条４丁目10番13号　２条ハイツ201号
債務者　後藤　光男
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１号
群馬県高崎市芝塚町1938番地４　クイーンハイツ静峰206号室、住民票上の住所群馬県高崎市吉井町南陽台３丁目20番地６
債務者　酒井　初基
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１２号
群馬県富岡市宮崎741―４、住民票上の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田357番地
債務者　武井　武富
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１３号
群馬県高崎市岩押町９番５号　市住２―206号
債務者　島田三根夫
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５７５号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ30棟403号
債務者　竹内　英史
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５７６号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―307号　アンビシャスプラザ坂戸
債務者　生方　健一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５８３号
埼玉県入間市高倉１丁目１番３号　カスミパレス204
債務者　君島　克典
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部